

5 歳児健康診査の視察結果について

	集団方式※1（ <u>悉皆健診</u> ※2）	巡回方式※3、 <u>集団健診</u>
開始年度	平成 23 年度	平成 28 年度
対象者	実施年度に満 5 歳（4 歳児クラス）になる児	
実施方式	集団方式 ・小学校区単位（5 校）で、生まれ月の早い順に案内	（1）巡回方式 ＜市内園（市内園に在籍する児）＞ ・市内全園にて実施。医師の診察は園の内科健診 ※令和 6 年度 53 園（公立、私立含む） （2）集団健診 ＜在宅・市外園等（在宅、市外園等に在籍する児）＞ ・市役所にて実施。当日の診察は、健診医による診察
通知方法	＜市内園＞ 園を通じて個別通知を配布 ＜在宅・市外園等＞ 個別通知を自宅へ郵送	
実施回数 1 回当たり健診人数	年 14 回程度（4 月～3 月） 40 人程度（前半、後半で各 20 人）	巡回方式：年 75 回弱（5 月～11 月）、30 人程度 集団健診：年 15 回弱（11 月～2 月）
受診率、 受診者数	受診率 99.5%、受診者数 465 人（令和 5 年度）	巡回方式：受診率 99.4%、受診者数 1,421 人（令和 6 年度） 集団健診：受診率 87.9%、受診者数 51 人（令和 6 年度）
実施内容	【当日 前半 12:15～14:45、後半 13:15～15:30】 ① 事前カンファレンス ※午前中 ② 受付、身体測定 ③ 問診（発達確認、保護者へ聞き取り） ④ 児：集団遊び、保護者：就学・健康についての話 ⑤ 中間カンファレンス ⑥ 医師による診察 ⑦ 結果説明、子育て相談 ⑧ 事後カンファレンス	＜市内園＞ 【事前】 ① 問診票（保護者・担任）へ送付、回収 【当日 9:00～12:30】 ② 事前カンファレンス ③ 集団観察（自由遊び、片付け、朝の会、ルールのある集団遊び、絵本） ④ 個別健診（コミュニケーション、協調運動、情緒の安定等の観察） ※月齢を考慮した判定基準を作成し、観察 ⑤ 事後カンファレンス（仮判定） 【事後】 ⑥ 医師監修による最終判定 ⑦ 保護者へ結果通知（園を通じて配布） ⑧ 要支援・既支援の保護者面談（園にて実施）

	集団方式（悉皆健診）	巡回方式、集団健診
従事者	医師1人、保健師4人、看護師2人、保育士2人、事務1人、歯科衛生士1人、管理栄養士1人、臨床心理士2人*、言語聴覚士1人*、作業療法士2人*、学校経営グループ職員1人、保育関係課の職員、各小学校教諭 *こども家庭センター職員	心理士、保育士、幼稚園教諭、保健師、教員等：4～5人程度 観察員（個別健診スタッフ）：4～10人 園の先生（集団観察での保育） 医師：巡回方式－内科健診、健診結果の監修 集団健診－診察
健診後 フォロー	① こども家庭センターの発達相談（5歳児健診事後教室） ② 幼稚園・保育所へ訪問（後日、保護者へ電話） ③ 地区担当保健師による支援	① 園巡回観察（年3回程度） ② 心理士による支援の提案 ③ 園巡回後、保護者へ電話 ④ 必要に応じて面談等 ⑤ 必要な場合は、発達検査、言語相談、児童発達支援事業所、事後指導*、専門医紹介 *事後指導：4歳児クラス、5歳児クラス、小学1年生とその保護者を対象。 ⑥ 小学校への引継ぎ支援会議（保護者同席） ⑦ 就学後フォロー：小学校（30校）へ每学期訪問

※1 集団方式：市町村保健センター等において、集団健康診査として実施。母子保健医療対策総合支援事業実施要綱では、健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。

※2 悉皆健診：対象となる年齢の幼児全てに対する健診。

※3 巡回方式：医師、保健師、心理専門職などが保育所等を訪問して実施。